

JT-60 一次冷却棟天井クレーン用ワイヤーロープ交換作業
仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

那珂フュージョン科学技術研究所

トカマクシステム技術開発部

JT-60SA 本体開発グループ

1. 概要

本件は国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）那珂フュージョン科学技術研究所に設置されている JT-60 一次冷却棟天井クレーンについて、クレーン作業の安全確保のため、老朽化したワイヤーロープ交換を実施するものである。

2. 作業内容

JT-60 一次冷却棟天井クレーンのワイヤーロープを交換すること。

(1) 対象クレーン

JT-60 一次冷却棟天井クレーン（添付図参照）

- ・ 型式 : クラブトロリー式天井クレーン
- ・ 定格荷重 : 20/5 t
- ・ 揚程 : 12m
- ・ ワイヤーロープ

主巻

- 掛数 : 8 本掛
- 径 : 16mm
- 構成 : 6×Fi(29)
- 全長 : 122m(参考値)

補巻

- 掛数 : 4 本掛
- 径 : 12.5mm
- 構成 : 6×Fi(29)
- 全長 : 60m(参考値)

(2) ワイヤーロープの交換作業

- ・ 既設ワイヤーロープの取外し
取り外したワイヤーロープは受注者が処分すること。
- ・ 新規ワイヤーロープの取付け

3. 試験検査

(1) 外観検査

交換したクレーンワイヤーロープに損傷等ないかを確認すること。

- ・ キンク、素線の飛び出し、心鋼のはみ出し等の型くずれがないこと。
- ・ 錆などによる摩耗、腐食が無いこと。
- ・ 山切れなどの断線が無いこと。

4. 作業場所

那珂フュージョン科学技術研究所 JT-60 一次冷却棟

5. 支給品

作業に必要な電気・水については無償で支給する。

6. 適用法規

次の法規、規格、基準及び要領書に基づき、検討、現地作業及び試験検査を行うものとする。

(1) QST 内諸規定、規格

(2) 那珂フュージョン科学技術研究所放射線安全取扱手引き等放射線に関する諸規定

(3) 日本産業規格(JIS)

(4) 労働基準法

(5) 労働安全衛生法

(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(7) JT-60 施設管理要領及びこれに基づき制定した各種要領(JT-60 安全手引、JT-60 実験棟本体室等における作業手引書等)

7. 納期及び納入条件

(1) 納期

令和 8 年 3 月 19 日

(2) 納入条件

据付調整後渡し

8. 提出図書

下記の図書を紙媒体で提出すること。

図書名	提出期限	部数	確認
作業要領書	作業開始前までに	3 部	要
試験検査報告書	納入時	3 部	不要
産業廃棄物管理票 (A 票及び E 票)	廃棄処分後	1 部	不要
産業廃棄物収集運 搬業許可証及び産 業廃棄物処分業許 可証の写し	作業開始前	1 部	不要
再委託承諾願 (QST 指定様式)	作業開始 2 週間までに ※下請負等がある場合に提出のこと。	1 部	要

外国人来訪者票 (QST 指定様式)	入構の 2 週間前まで ※外国籍の者、又は、日本国籍で非居住 の者の入構がある場合に提出のこと。	電子データ 1 式	要
-----------------------	--	--------------	---

(提出場所)

QST 那珂フュージョン科学技術研究所
トカマクスシステム技術開発部 JT-60SA 本体開発グループ

(確認方法)

「確認」は次の方法で行う。

QST は、確認のため提出された図書を受領したときは期限日を記載した受領印を押印して返却する。また、当該期限までに審査を完了し、受理しない場合には修正を指示し、修正等を指示しないときは、確認したものとする。ただし、再委託承諾願については、QST 確認後、書面にて回答するものとする。外国人来訪者は QST の確認後、入構可否を文書又は電子メールで通知するものとする。

9. 検査条件

8 項に示す提出図書が納入され、本仕様書の定めるところに従って作業が実施されたと QST が認めたことをもって検査合格とする。

10. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）の採用が可能な場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様書に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

11. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST と協議のうえ、その決定に従うものとする。

12. 契約不適合責任

契約不適合責任については、契約条項のとおりとする。

13. 特記事項

既設ワイヤーロープ（産業廃棄物）の運搬・処理・処分については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物処理業に係る許可を得た業者にて行い、マニフェスト制度により交付された産業廃棄物管理票（マニフェスト）を提出

すること。また、当該マニフェストに係った全ての運搬受託業者及び処分受託業者それぞれの産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証の写しを提出すること。特に、運搬受託業者については、茨城県及び処分地の自治体の両方の許可証の写しを提出すること。

